

情報提供

那医発第 144 号
令和 6 年 6 月 19 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「医療安全等関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

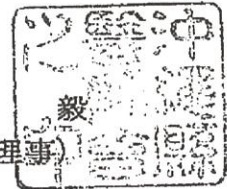
☆問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

冲医発第 396 号 F
令和 6 年 6 月 18 日

地区医師会医療安全担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 田 名
(医療安全担当理事)



医療安全等関係通知の送付について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より下記の医療安全等関係通知が別添のとおり届いておりますのでご連絡申し上げます。

本通知は、警察庁より各都道府県警察に対し、令和 4 年 6 月 20 日付で通知された「各都道府県医師会及び医療機関との連携の推進等について (通達)」に関して、有効期間が令和 6 年 3 月 31 日までとされていたため、引き続き連携の推進等を図るべく、あらためて各都道府県警察あて通達された旨の周知依頼が示されております。

また、医師免許を有しないものが高密度焦点式超音波を用いて行った皮下組織に熱作用を加える施術が原因となって、急性白内障や神経麻痺等の身体に被害を受けた事例が相当数あることから、厚生労働省より日本医師会あて、当該施術に対する医師法の適用や実施場所、違反行為に対する指導等の周知依頼が示されております。

その他、医療安全関係通知が発出されておりますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、当文書は本会文書映像データ管理システムに掲載しておりますことを申し添えます。

謹白

- 「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」の一部改正について (周知依頼)
(令和 6 年 6 月 10 日 (日医発第 495 号 (法安)))
- 医師会及び医療機関への安全確保に資する警察からの支援について (再周知)
(令和 6 年 6 月 11 日 (日医発第 499 号 (法安)))
- 医師免許を有しない者が行った高密度焦点式超音波を用いた施術について
(令和 6 年 6 月 11 日 (日医発第 509 号 (法安)))